

アジア太平洋障害者連携フォーラム2019
2019年2月2日

セッション1

社会包摂に向けたアジア太平洋地域の障害者運動の軌跡

一人権実現の課題

日本貿易振興機構アジア経済研究所

主任調査研究員

小林昌之

kobayasi@ide.go.jp

「障害と開発」研究

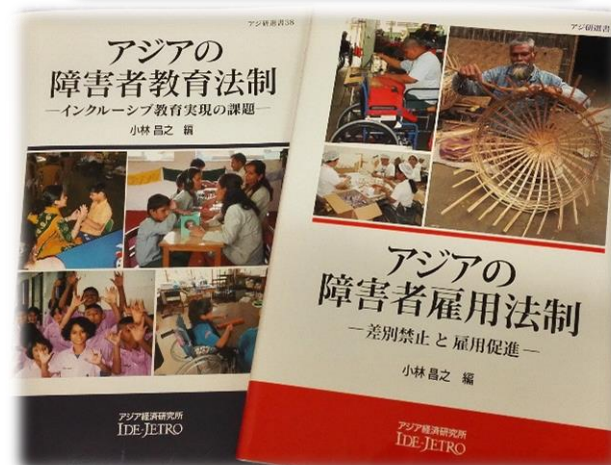
2008年『障害と開発－途上国の障害当事者と社会』



開発経済

2010年『途上国障害者の貧困削減』

2013年『障害と開発の実証分析』



法学

2010年『アジア諸国の障害者法』

2012年『アジアの障害者雇用法制』

2014年『アジアの障害者教育法制』

2017年『アジア諸国の女性障害者と複合差別』

障害者権利条約

「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」
 (Nothing about us, without us)

→ 障害者の可視化 (人権・Human Rights への包摂)

第1条(目的) 人権・基本的自由の完全・平等な享有

第4条(一般的義務) 適切な立法措置・行政措置

第24条(教育) 教育の権利

第27条(労働・雇用) 労働の権利

教育

障害者権利条約

- 一般教育制度から排除されない
- 生活地域でのインクルーシブな無償教育
- 個人のニーズに応じた合理的配慮
- 最も適切な言語・コミュニケーション & 学業面・社会性の発達を最大にする環境



アジア太平洋地域

- 就学の問題(入学、卒業、進級・・・)
- 「インクルーシブ教育」を採用
- 特別支援学校の位置づけ



労働・雇用

障害者権利条約

- 差別の禁止（合理的配慮の提供）
- 積極的差別是正措置(割当雇用)
- 自営・起業の促進
- 公的部門での雇用



アジア太平洋地域

- 就業・失業の問題
- 福祉的・恩恵的
- 自営・起業

議論の要点



- ✓ 障害当事者の参加
- ✓ 法律の整備
- ✓ 雇用の現状・課題
- ✓ 教育の現状・課題
- ✓ 障害当事者の意見
聴取の際のグッド・
プラクティスと課題